





十三 初期利子

十四 第二期以後の利子

十五 償還金額

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払込期日

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。すなわち、  

$$\text{支払額} = \frac{\text{借入総額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$
が、翌日以後に支払うときは、  
その翌日以後に支払うときは、  
次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\text{借入総額} \times \frac{1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

平成十七年三月二十日額面金額百円につき百円

平成十七年五月十九日までから平成十七年五月十九日まで